

はじめに

地方住宅供給公社会計基準は、平成12年4月に会計基準検討委員会が発足して以来、2年間の濃密な検討期間を経て平成14年4月に制定され、「会計ビッグバン」とも言われる企業会計の変遷に合わせた数々の改訂を重ねながら現在に至っています。

この間、ともすれば変革に対し慎重になりがちな我々公社の代表委員を暖かく見守り、また、時には叱咤激励いただいた監査法人日本橋事務所の黒田先生、千葉先生には、あらためてこの場を借りて御礼申し上げます。

思い起こせばこの新たな会計基準をやっとの思いで作上げたとき、我々委員の正直な思いは「やっと終わった」といったところでした。

しかしながら、現実には甘いものではなく、苦労は制定後も続きました。本書第I編にも基準の改定状況を記述していますが、企業会計が国際会計基準とのコンバージェンス（収斂）を目指す中で新たな基準・施策を次々と打ち出すたびに、我々の会計基準にどのような形で反映させるかに頭を悩ませることとなりました。時には、各公社の実状を考え、企業会計では到底考えられないような施策を打ち出したこともありました。減損会計導入に伴い行った「資産価額の適正化」などはその例と言えます。「会計ビッグバンの目玉であるこの減損会計を、多くの公的資産を持つ公社の会計に反映させないわけにはいかない」、「いや、そんなことをしたら大半の公社が債務超過に陥ってしまう」こうした議論を何度も繰り返し、たどり着いたのが「資産価額の適正化」でした。

資産の貸借対照表価額を変えてしまうというこの大変革の際、我々が外部の専門家に強く訴えたことは、「このまま減損会計を導入してもアカウンタビリティ（説明責任）を果たせるものにはなり得ない」ということでした。公社が長い歴史の中で取得してきた資産の価値が正しく反映されなければ、適切な評価はできないという強い思いがあったのです。

平成19年4月に名称を変えて新たにスタートした会計基準委員会は、時に厳しいルールを敢えて義務づけたり、各公社の財務諸表の記載に注文をつける、といった、見方によっては「僭越な」行動に出ることもあります。

しかしながら、その根本には、「公社会計基準は、公社の財務報告がステークホルダー（利害関係者）にとって有用な情報を提供し説明責任を果たすものでなければならない。」また、「公社経営の効率化、透明性の確保につながるものでなければならない。」という、発足以来一貫した委員会のメンバーの思いがあることをご理解いただきたいと思います。

昨年、総務省自治財政局の「債務調整等に関する調査研究会」において検討・報告された「第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革の推進に関する報告書」では、公社会計基準を「より適正な実態把握に資する会計基準」とした上で、その適切な適用を確保することを求めています。

制定当初、果たして「公正妥当な会計基準」として受け入れられるのか、不安でいっぱいだったこの会計基準が、今では各公社やこれを評価する監査人、設立団体等に広く認知されつつあることを感じ、我々会計基準委員会の委員は、充実感と達成感を味わうことができる立場に恵まれたことに深く感謝しています。

このたび、かねてからの念願であった地方住宅供給公社会計基準解説書のリニューアルにあたり、委員一同、窓の外の桜の木にまたひとつ花がほころんだのを見届けたような思いを抱いています。

日頃から我々の活動にご協力いただいている経理担当者の皆様をはじめ、各公社の皆様に感謝するとともに、益々のご発展を祈念いたします。

平成 21 年 春

地方住宅供給公社会計基準委員会 公社代表委員一同